

○総務省告示第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）の施行に伴い、昭和六十二年郵政省告示第七十三号（情報通信ネットワーク安全・信頼性基準）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

号 出 発	号 出 発
<p>【第 1 略】</p> <p>第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第1項又は第3項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第41条第2項又は第5項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>【5～8 略】</p> <p>【第3～第5 略】</p> <p>【別表第1～別表第4 略】</p>	<p>【第 1 同左】</p> <p>第 2 定義 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>【1・2 同左】</p> <p>3 「電気通信回線設備事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち電気通信事業法第41条第1項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>4 「特定回線非設置事業用ネットワーク」とは、電気通信事業用ネットワークのうち他の電気通信事業者の電気通信回線設備を用いて電気通信事業法第41条第2項又は第4項に規定する電気通信設備を電気通信事業の用に供するものをいう。</p> <p>【5～8 同左】</p> <p>【第3～第5 同左】</p> <p>【別表第1～別表第4 同左】</p>
<p>電 報 第 中 心 〔 〕 の 記 録 法 規 定 第 6 条</p>	

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。